

1 宿泊税導入団体の状況について

○温泉を有する自治体における宿泊税導入の概要について

課税団体	栃木県那須町	長野県白馬村	長野県軽井沢町	北海道ニセコ町	神奈川県湯河原町
導入時期	2026年10月（予定）	2026年6月（予定）	2026年6月（予定）	2024年11月～ ※改正予定有	2026年4月（予定）
対象施設	・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
納税義務者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者
課税標準	上記施設における宿泊数	上記施設における宿泊数	上記施設における宿泊数	上記施設における宿泊数	上記施設における宿泊数
税率（税額）	1人1泊につき宿泊料金が	1人1泊につき宿泊料金が	1人1泊につき宿泊料金が	1人1泊につき宿泊料金が	1人1泊につき宿泊料金が
1万円未満	100円	150円（100円）	150円（100円）	200円※5千円以下は100円	300円
1万円以上2万円未満	300円	150円（100円）	200円（150円）	200円	300円
2万円以上3万円未満	500円	350円（300円）	200円（150円）	500円	300円
3万円以上5万円未満	800円	350円（300円）	200円（150円）	500円	300円
5万円以上10万円未満	1,500円	850円（800円）	200円（150円）	1,000円	500円
10万円以上	3,000円	1,850円（1,800円）	650円（600円）	2,000円	500円
免税点	なし	6,000円未満	6,000円未満	なし	なし
課税免除	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・年齢12歳未満の者	・幼稚園、小学生から大学までの教育活動又は研究活動としての宿泊（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）	・幼稚園、小学生から大学までの教育活動又は研究活動としての宿泊（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）	修学旅行その他学校行事に参加している者のほか、町長が必要と認める者	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・年齢12歳未満の者 ・地震等の災害が発生した場合における被災者

補足事項

①長野県白馬村及び長野県軽井沢町の税額における（ ）書きは、制度開始3年間の税額である。

また、長野県税としての課税が別途あり、制度開始3年間についてはそれぞれ100円、3年後以降はそれぞれ150円があわせて徴収される。

②北海道ニセコ町においては、北海道税としての課税が別途（2026年4月～予定）あり、宿泊料金区分により100円から500円が徴収される。